令和４年度田代山及び周辺地域における

ニホンジカ捕獲等事業業務仕様書

（適　用）

第１条　本仕様書は、福島県（以下「甲」という。）が行う令和４年度田代山及び周辺地域におけるニホンジカ捕獲等事業業務に適用する。

（通　則）

第２条　本業務は、本仕様書により実施する。なお、これに記載のない事項については、別紙「福島県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）」によるものとする。

（目　的）

第３条　県内において、出没や被害の増加が顕著となったニホンジカについて、尾瀬国立公園に位置する田代山の高山植物等に対して被害を発生させている。

　本業務は、センサーカメラ等を用いた動向の把握及びニホンジカを捕獲することにより自然植生への保護対策を図る。

（提出書類）

第４条　受託者（以下「乙」という。）は、次の各号に掲げる書類について、それぞれ定められた期日に提出しなければならない。

（１）委託業務着手届（様式第１号）　　本業務に着手したとき。

（２）主任技術者通知書（様式第２号）　主任技術者を定めたとき。

（３）作業工程表（様式第３号）　　委託業務着手届を提出するとき。

（４）委託業務完了届（様式第４号）　　本業務を完了したとき。

（５）その他業務遂行上必要と認められるもので、甲が指示したもの。

（事業実施区域）

第５条　福島県南会津郡南会津町内の田代山及び周辺地域（別紙１）

（業務内容）

第６条　本業務における業務内容は、次のとおりとする。

（１）打合せ

　初回、中間、とりまとめの各段階において行うこととするが、適性かつ円滑に事業を遂行するため乙は適宜甲と連絡を取りながら事業を実施するものとする。

　打合せ結果について、乙が書面（打合せ簿）に記録し相互に確認を行う。

（２）業務準備

　乙は、業務計画書を作成し、本業務着手後速やかに甲に提出する。

　業務計画書には、業務スケジュール、利用状況調査方法、捕獲方法、捕獲個体の

処分方法、錯誤捕獲の対応、業務実施体制、安全管理及び連絡体制（緊急時を含む）を記載する。

乙は、下記（３）の実施の前に、甲とともに地元関係者等へ事業説明を行う。

また、作業許可や国有林入林届等、業務の遂行に必要な許可申請を行う。

事業実施の際には、土地利用者等の関係者へ注意喚起を行う。

（３）センサーカメラを用いた利用状況調査

ニホンジカを効率的に捕獲するため、事業実施地域（別紙１）においてセンサーカメラ２０台を６０日間設置し、利用状況（性年齢区分ごとの撮影頻度等）を調査・分析する。センサーカメラは乙が用意する。センサーカメラの撮影状況について適宜見回るとともに、必要に応じて設置場所を変更する。設置場所を変更する際は、事前に甲と協議する。

（４）くくりわなによる捕獲

事業実施地域（別紙１）において、くくりわなによる捕獲を行う。契約期間内に、２０頭目標の捕獲活動を行うものとする。捕獲地点は、上記（３）の調査結果、甲及び地元関係者等と協議の上、設定する。

くくりわなは乙が用意し使用する。３０基を使用し、設置後３０日間の捕獲作業を行う。くくりわなは安全に配慮して歩道から十分に離れた場所に設置し、適宜、見回りを行う。また、造林木の損傷を防ぐため、造林地から離れた場所で実施する。

なお、当該区域は高標高の地域でありアクセスが困難な場所であるため、ICT を活用するなど効率的な作業に努めること。

誘引物を使用する場合は、ツキノワグマの錯誤捕獲や周辺環境への配慮を行って実施する。

止め刺しは、原則銃以外の方法により行うこととするが、やむを得ない場合については銃の使用を認めることとする。

（５）捕獲個体の処分

捕獲個体は、甲及び地元関係者等と協議の上、捕獲場所から運搬し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定に基づき適切な方法で処理する。

ただし、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）に位置づけられた場合は、甲と協議の上、捕獲等をした個体の放置を可能とする。なお、個体の放置をする場合は、歩道から十分離れた場所で行い、ツキノワグマの誘引による事故防止に努めることとする。また、放置個体について、カメラ等により放置個体の消失（野生鳥獣による持ち去り等）やツキノワグマの目撃等についてモニタリングを実施し、結果を取りまとめる。モニタリングに使用するカメラ等は乙が用意する。

（６）錯誤捕獲の対応

ニホンジカ以外の獣（イノシシを除く）が捕獲された場合は、原則として放獣する。イノシシについては許可手続き等を行った上で止め刺しを行い、上記（５）に基づき処理する。

なお、麻酔銃の対応が必要な場合は、乙が実施する。

（７）豚熱（ＣＳＦ）防疫対策

乙は、別添２に従い、豚熱（ＣＳＦ）防疫対策を講じるものとする。

（８）実績報告

乙は、業務終了時に、次に掲げる書類等を甲に提出するものとする。なお、各様式に記載する捕獲区画は、標準地域メッシュ２次メッシュを４分割したものとする。

① 捕獲個体記録表（くくりわな）

ニホンジカ：様式第５－１号、イノシシ：様式第５－２号

② 指定管理鳥獣捕獲等事業記録表（わな猟）（様式第６号）

③ 作業日報（様式第７号）

④ 捕獲個体の尾（ニホンジカのみ）

１個体ずつチャック付きの袋に保存し、捕獲個体記録表の個体番号との対応ができるよう整理する。冷蔵もしくは冷凍にて保管する。

⑤ 捕獲個体の写真（ニホンジカのみ）

ア 個体番号と捕獲日を捕獲個体の右横腹にスプレー等で記入する。

イ 個体番号は、捕獲個体記録表の個体番号とする。

ウ カメラの機能により捕獲日を写真に記入する。または、捕獲日を記載した表示板とともに撮影する。

⑥ 処分状況の書類等

ア 埋設又は放置による処分の場合、処分状況が分かる写真

イ 処分場による処分の場合、処分場で発行される伝票等

（９）実包の管理

① 乙は、捕獲従事者に対し、適切な実包管理について指導を徹底するものとする。

② 乙は、捕獲従事者の実包管理の状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票の記載内容と実際の実包を確認するなど、常に捕獲従事者ごとに数量等を把握しておかなければならない。

③ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の譲受・使用見込み数量について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、捕獲等業務計画書に記載しなければならない（様式第８号）。

④ 乙は、捕獲従事者ごとの実包の使用状況等、（譲受数量、使用実績数量、残数量、残弾の取扱い（他の捕獲業務に転用、廃棄など））について、鉛製銃弾・非鉛製銃弾別に、業務報告書に記載しなければならない（様式第９号）。

（安全管理）

第７条　乙は、業務履行にあたり、交通、気象、地域状況を十分に把握し、事業実施者の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。事業実施地域（別紙１）はツキノワグマの生息地となっているため、遭遇しないよう特に注意すること。本業務に関して第三者に損害を与えた場合は、乙の責任において措置するものとする。

（成果品）

第８条　本業務による成果品は次のとおりとする。なお、成果品の著作権は福島県に属する。

① 調査報告書（任意様式）
本業務における課題及びその改善策についても記載すること。

② カメラ設置場所、捕獲場所はシェープファイルで整理すること。

③ 上記のほか、甲が必要と認める書類

（その他）

第９条　その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。